

会社法の改正

2024年7月1日から改正会社法が施行されます。配当期限の設定や持分譲渡、清算業務にも影響がある改正となっています。

【払込期限の設定】

全株主の引き受けた出資額は株主が会社定款の規定に従い**会社成立の日から5年以内に全額払い込む**（公司法47条）ことが明記されました。

【対応】

旧会社法で払込期限を長く設定することで資本金の払込をしていない合弁会社等については、早期の払込をしなければなりません。

会社は払込がされていない株主に対して猶予期間を設け督促状を発行しなければなりません。出資義務を履行しない株主に対して**董事会決議を経て失権通知をすることができ**、株主の地位を失う可能性があります。減資など適切な対応が求められました。

【株主】

有限責任会社の株主会は全株主により構成される。**株主会は会社の権力機構**で本法により職権を行使する。（公司法58条）

1名のみ株主を有する有限責任会社は株主会を設けない。

【対応】

権力機構を董事会としている場合は株主会を設ける必要があります。

【董事】

董事会の構成員は3名以上。従業員が300人以上の有限責任会社は法により監事会を設置しかつ従業員代表を置く場合を除き、その董事会の構成員に会社の従業員代表を含めなければならない。（公司法68条）

規模が比較的小さく又は株主の人数が比較的少ない有限責任会社は董事会を設置せず董事を1名とすることができる。

【対応】

従業員300人以上の会社は従業員代表を董事に選任する必要があります。

【監事】

以下の場合を除き監事会（監事3名以上）を設置する。（公司法76条）

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

- ・ 董事による監査委員会を設置する。（会社法 69 条）
- ・ 規模が比較的小さく又は株主の人数が比較的少ない有限責任会社は監事会を設置せず監事を 1 名とすることができる。株主が全員一致で同意したときは**監事を設けないこともできる**。（会社法 82 条）

【対応】

監事会を設置せず董事による監査委員会を設置できるようになりました。

【配当期限】

株主会が利益分配の決議をしたときは、董事会は**株主会決議の日から 6 カ月以内に分配を行わなければならない**。（公司法 212 条）が明記されました。

【対応】

国外への送金には納税などの手続きもありますので 6 ヶ月の期間に留意する必要があります。

【持分譲渡】

株主は株主以外の者に持分を譲渡する場合、持分譲渡の数量、対価、支払方法、期限等の事項を書面により他の株主に通知しなければならない。その他の株主は同等の条件において優先買取権を有する。株主が書面通知を受領後 30 日以内に回答しないときは優先買取権を放棄したものとみなす。（公司法 84 条）

【対応】 持分譲渡にあたって**他の株主の同意が不要**となりました。

【清算】

董事は清算事由が生じた日から 15 日以内に清算委員会を組成し清算を行わなければならない。**清算委員会は董事により構成**される。ただし定款に別段の定めがある場合又は株主会で他の人員を選任した場合はこの限りでない。

（公司法 232 条）

会社の存続期間中に債務が発生せず又は全ての債務を弁済済みである場合、全株主の誓約を経て規定に従い簡易手続きにより会社登記を抹消することができる。（公司法 240 条）

【対応】

税務等にある簡易的な清算業務が公司法でも明文化されました。債権放棄等を先にすることで簡易手続きが選択できるようになりました。